

職員の給与の男女の差異の情報公表（令和7年度実績）

特定事業主名：青森県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.4%
全職員	70.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	103.4%
本庁課長相当職	93.1%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	87.7%

(参考) 役職段階別の詳細（職員の格付級別）

職員の格付	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級職員	94.8%
次長級職員	101.5%
課長級職員	96.4%
副参事級職員	92.5%
総括主幹級職員	91.9%
主幹級職員	98.9%
主査級職員	87.7%
一般職員	91.8%
指導主事等	94.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1%
31～35年	94.1%
26～30年	93.6%
21～25年	93.1%
16～20年	96.0%
11～15年	91.8%
6～10年	83.3%
1～5年	84.9%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・職員には、特定の時期に一時的に任用される臨時・非常勤職員（短期アルバイト職員等）は含まれていない。
- ・給与とは、所得税法第28条における給与所得（通勤手当（非課税分）等の実費経費や退職手当は除かれる。）をいい、扶養手当、時間外勤務手当等が含まれている。